

沼田市プレミアムクーポン観光誘客事業
取扱店募集要領

沼田市経済部観光交流課

令和2年9月14日

1 プレミアムクーポンの発行について

プレミアムクーポンを発行することにより、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が大幅に減少している観光需要の喚起を図ります。

【発行するプレミアムクーポンの概要】

名 称	ぬまたんチケット
発行総額	99,000,000円 ※プレミアム補助額を含む
プレミアム率	100%
プレミアム補助額	49,500,000円
発行冊数	33,000冊（予定）
1冊当たりの券面総額	3,000円 ※販売額1,500円
1冊当たりの構成	・1枚当たり額面500円の商品券（共通券）を2枚、額面500円の商品券（一般券）を4枚
販売期間	令和2年10月中旬（予定）から令和3年2月19日（金）まで
使用期間	令和2年10月中旬（予定）から令和3年2月28日（日）まで
対象者	商品券販売期間中に、市内の宿泊施設に、1人1泊3,000円（税込）以上の宿泊料で宿泊する者 ※販売状況によって、対象者を委託者と受託者で協議し変更することを想定
販売方法	・市内に設置する販売拠点による対面販売 ・販売加盟店による対面販売
販売限度額	1人1泊につき3,000円×2冊まで
使用区域	沼田市内
販売場所	・販売加盟店（商品券の販売を行う宿泊施設） ・沼田市内に設置する運営事務局
参加店負担	・販売業務に係る口座振込手数料等（販売加盟店：宿泊施設） ・換金業務に係る送料（取扱加盟店）

2 プレミアムクーポンの取扱い

- (1) 事務局が、説明会において別途提供する取扱店舗用マニュアルに基づき、プレミアムクーポンと引換えに商品等の提供を行ってください。また、取扱いに関する事務局の指示を遵守してください。
- (2) 取扱店舗であることが明確になるよう、販売ツール（ポスター等）を旅行者から見えやすい場所に掲示してください。
- (3) 共通券（1冊6枚中の2枚）については、宿泊料金の支払に使用することができます。
- (4) 一般券（1冊6枚中の4枚）については、宿泊料金の支払に使用することはできません。

(5) プレミアムクーポンの使用対象とならないもの

ア GoToトラベル事業における地域共通クーポンで購入できないものを原則とします。

(ア) 行政機関等への支払い

- ・所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課
- ・社会保険料（医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等）
- ・宝くじ（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に基づくもの）
※ジャンボ宝くじ、全国通常宝くじ、ブロック宝くじ、ナンバーズ、ミニロト、ロト6、ロト7、ビンゴ5等
- ・スポーツ振興くじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）に基づくもの）
※toto、BIG等
- ・その他（自治体指定のゴミ袋、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等）
※ただし、行政機関が運営する運送サービスの料金や博物館・美術館の入館料等、行政機関が運営する現業の対価は対象

(イ) 日常生活における継続的な支払い

- ・電気・ガス・水道・電話料金等
- ・NHK放送受信料
- ・不動産賃料
- ・駐車場の月極・定期利用料
※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象
- ・保険料（生命保険、火災保険、自動車保険等）

(ウ) 換金性の高いものの購入

- ・金券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等）
- ・プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等
- ・金融商品（預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等）

(エ) その他

- ・地域共通クーポンの利用エリア内でサービスが完結しないもの
※旅行者が利用エリア外に出なければ可（宅配等の配送サービスは対象）
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等
- ・授業料、入学検定料、入学金等
※アクティビティのガイド料等は対象
- ・宿泊代金又は宿泊を伴う旅行商品の代金
※共通券については、宿泊料金は対象
- ・既存の債務の弁済
- ・各種サービスのキャンセル料
- ・電子商取引
- ・無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・社会通念上不相当とされるもの
- ・その他各取扱店舗が指定するもの

イ 加盟店が本商品券を使用対象としないもの。

ウ その他、沼田市長が不相当と認めるもの

- (6) プレミアムクーポンを用いた取引を行う場合は、取扱店舗用マニュアルに定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認する。
- (7) デザインや色合いが明らかに違うことや偽造防止加工の確認等により偽造されたプレミアムクーポンと判別できる場合等は、その受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに事務局へ通報する。
- (8) 取扱店において、プレミアムクーポン使用期間内に限り使用可能とします。
- (9) 有効期間を経過したプレミアムクーポンは、受け取らないでください。
- (10) プレミアムクーポンを現金と交換しないでください。
- (11) プレミアムクーポンの券面額以下の金額の利用の場合であっても、お釣りは渡さないでください。プレミアムクーポンによる支払で不足する分は現金等で収受してください。
- (12) プレミアムクーポンを利用して購入した商品等の返品の際に返金をしないでください。

3 取扱店の参加資格

沼田市内の事業所で、次の条件を満たす事業者であることとする。

- (1) 営業にあたり必要な許可を取得しているもの
- (2) 沼田市暴力団排除条例（平成24年沼田市条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員、及び第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると認められるものでないこと
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号で定める営業並びに同条第5項で定める性風俗関連特殊営業を行うものでないこと
- (4) 公序良俗に反する営業を行うものでないこと
- (5) その他、沼田市長が不相当と認めるものでないこと

4 取扱店の申し込み方法

- (1) 申し込み開始
令和2年9月29日（火）から申し込みを開始します。
- (2) 申込方法
 - ア 持参・郵送による場合
〒378-8501 群馬県沼田市下之町888番地 テラス沼田5階
沼田市経済部観光交流課
 - イ FAXによる場合
FAX番号：0278-24-5179
沼田市経済部観光交流課
 - ウ 電子メールによる場合
kankou@city.numata.gunma.jp
沼田市経済部観光交流課
- (3) 必要書類
 - ア 沼田市観光プレミアムクーポン取扱店申込書兼誓約書
 - イ 口座情報が確認できる書類の写し〔通帳のコピー（見開き1ページ）等〕
※参加店登録申請書兼誓約書のデータが必要な場合は、沼田市観光交流課ウェブサイト（<http://www.city.numata.gunma.jp/kanko/shukuhaku/1010329.html>）からダウンロードしてください。

ダウンロードが難しい場合は、お問い合わせ（観光交流課：0278-23-2111）ください。

(4) 参加店の承認

沼田市観光交流課ウェブサイト等に掲載される参加店一覧への掲載により承認とします。

5 参加店の承認取消等

本募集要領に違反する行為が認められたり、お申込みの内容に虚偽・不備等があったりした場合は、換金拒否や参加店の承認を取り消すことがあります。また、これにより損害金の発生が生じた場合の責務は、当該業者が負うものとします。

6 使用済プレミアムクーポン券の換金について

(1) 換金方法は、取扱店より提出された使用済み商品券を回収・計数の上、あらかじめ把握した加盟店の指定口座に振り込みます。金融機関に支払う振込手数料は事務局が負担します。

(2) 換金時期は、原則、月1回事務局から指定口座にお振込みします。

7 その他留意事項

(1) 本募集要領に記載されていない事項については、協議の上決定します。

(2) お申込み時にご記入いただいた参加店情報の一部（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）について、専用ホームページや飲食券使用可能店舗周知チラシなどの広報に使用することがあります。

(3) その他、参加店が独自で本事業に関する広報を行う場合は、事前に事務局へお問い合わせください。